

○第8章 住民投票

条 文	
<p>第26条 住民投票</p> <p>市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>	
平成29年3月 提言内容	
<p>住民投票や地方自治法に規定されている直接請求については、市民にとってなじみの薄い制度であることから、解説書において、その手続きなどを分かりやすく記載する必要があります。</p>	
主な取り組み事例	
<p>●「自治基本条例 条文と解説」内の住民投票の解説に、直接請求権の種類を入れるなどの変更をした。(H29)</p>	
アンケート	市の自己評価
<p>問 28 自治基本条例の解説書に、住民投票や直接請求の制度について、分かりやすく記載されていると思いますか。</p> <p>1. 思う …… 71.9%</p> <p>2. 思わない ……19.6%</p>	<p>当市において、現在までに住民投票を実施した事例はありませんが、今後、市政に関する重要事項について住民の意思を直接確認する必要がある場合は、本条例の主旨に則り、住民投票を適正に執行して参りたいと考えています。</p>
参考資料	
<p>【4月27日送付資料】</p> <p>（資料4）提言書(H29.3)</p> <p>（資料5）江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組</p> <p>（資料8）江別市自治基本条例 条文と解説</p> <p>【6月11日送付資料】</p> <p>令和2年度 江別市自治基本条例アンケート報告書</p>	

○第9章 他の自治体等との連携及び協力

条 文	
第27条 他の自治体等との連携及び協力	
市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。	
2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。	
平成29年3月 提言内容	
なし	
主な取り組み事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌市水道局との災害時相互応援、人材育成・組織力強化に関する取り組みについての連携協力 ・ 道央圏連絡道路整備促進期成会における要望活動（関係8市町） ・ 札幌市厚別区及び北広島市との近隣市交流事業の開催（H6～） <ul style="list-style-type: none"> ▷ ファミリー森林浴ウォーキング（参加市民数 H29:93人、H30:96人） ▷ 近隣3市交流スポーツ大会（参加市民数 H29:84人、H30:78人、R元:54人） ▷ 子育て支援者交流会の開催 など ・ 姉妹都市グレシャム市及び友好都市 土佐市との交流事業の開催 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 市内高校生や訪問団の派遣、特産物PRイベントの開催 など 土佐市訪問団…派遣 H29:16人、H30:16人、R元:16人 受入 H29:16人、H30:16人、R元:15人 グレシャム市訪問団…派遣 H29:9人、H30:8人、R元:8人 受入 H29:7人、H30:6人、R元:7人 ・ 北海道・札幌市等と連携して北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区計画を推進 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 海外市場開拓の支援、フード特区に関する取り組みやビジネス環境を市外の食関連事業者等にPR、食品の評価試験システム「江別モデル」の推進 など ・ 市内大学、食品加工研究センターと連携した食関連産業の立地環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 食品産業の振興と集積促進に係る連携・協力に関する協定の締結（酪農学園大学）、食と健康と情報に係る連携と協力に関する協定の締結（北海道情報大学）など ・ 学生地域定着自治体連携事業（ジモガク）の実施（H27～） <ul style="list-style-type: none"> ▷ 市内4大学の学生が卒業後に地域に就業・定住することを目的に、地域活動プログラムを学生に提供（実施プログラム数・参加学生数（延べ） H29:44件・569人、H30:39件・445人、R元:41件・463人／関係団体：市内4大学、道内8市町、市内7団体） ・ 札幌広域圏組合との連携、協力（H9～R元） ● さっぽろ連携中枢都市圏市町村との連携、協力（R元～） <ul style="list-style-type: none"> ▷ 札幌市を中枢とした周辺12市町村が連携・協力し、企業誘致、技術開発支援、観光資源の活用、にぎわいの創出、女性活躍の推進、災害時連携、地域の人材育成、自治体職員の交流派遣・合同研修の開催など、多岐にわたる分野の事業を展開（令和2年4月時点 47事業） 	
アンケート	市の自己評価
該当項目なし	当市では、従来から様々な場面において、国や道、他の市町村、その他の関係機関との連携を図っています。今後も、自治体や産学官の枠にとらわれることなく、適宜、関係機関との連携を取りながら、課題の解決に取り組んで参りたいと考えております。
参考資料	
【4月27日送付資料】 （資料8）江別市自治基本条例 条文と解説	

○第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価

条 文	
<p>第28条 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</p> <p>市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p>	
平成29年3月 提言内容	
<p>市民によるまちづくりに関する評価は、これまで行政評価外部評価委員会や毎年行うまちづくり市民アンケート、附属機関等への市民委員の登用やパブリックコメントといった市民参加などさまざまな方法で行われています。</p> <p>今後においても、市民参加条例第12条に基づく市民参加の状況の公表の際は、条例上の手続きが適正に行われているかの点検結果も併せて公表するなど、より適切で、有効な評価ができる手法や仕組みについて検討していくことが必要であると考えます。</p>	
主な取り組み事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例検討委員会の設置（H24、H28、R2） ・年2回、政策等の推進に関する資料として事務事業評価表（評価版・改革版）を公表（H16～） ・第6次江別市総合計画の進捗管理（指標値取得）のため、市民5,000人（R2は3,000人）を対象に「まちづくり市民アンケート」を実施し、ホームページ等で結果を公表（回答者数 H28：2,009人 H29：2,032人 H30：2,052人 R元：1,931人 R2：1,440人） ・行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価を実施（H22～H29） ●行政評価外部評価委員会の機能を行政改革推進委員会に統合し、第6次江別市総合計画後期に係る行政評価を実施（R元～） ●条例上の手続きの点検結果を含めた市民参加状況の公表 <ul style="list-style-type: none"> ▷ ホームページ等で各市民参加の手法ごとに市民参加状況を公開するほか、市民参加実施状況を取りまとめて公開する際、条例上の手続きが適正に行われているかについてのチェックシートを追加した。（H29～） 	
アンケート	市の自己評価
該当項目なし	本章に規定する「市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価」については、条例の主旨のとおり適切に遂行していると考えております。
参考資料	
<p>【4月27日送付資料】</p> <p>（資料4）提言書（H29.3）</p> <p>（資料5）江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組</p> <p>（資料8）江別市自治基本条例 条文と解説</p> <p>【10月2日配布資料】</p> <p>市民参加の実施状況（市民参加条例第4条第1項にかかる事項）</p> <p>（表1）令和元年度市民参加実施状況</p> <p>（表2）市民参加条例第4条第2項に該当する案件（令和元年度）</p> <p>（表3）令和元年度附属機関等開催状況（表1、2記載分を除く）</p> <p>【別添資料】</p> <p>（別添資料①）平成31年度事務事業評価表【改革版】</p> <p>（別添資料②）令和2年度事務事業評価表【評価版】（令和元年度実績）</p> <p>（別添資料③）まちづくり市民アンケート調査票及び調査結果</p> <p>（別添資料④）市民参加手続きチェックシート</p>	

○第11章 条例の見直し

条 文	
第29条 条例の見直し 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。	
平成29年3月 提言内容	
なし	
主な取り組み事例	
・自治基本条例検討委員会において検証（H24、H28）	
アンケート	市の自己評価
該当項目なし	本章に規定する「条例の見直し」について、平成24年度及び平成28年度に自治基本条例検討委員会を設置して条例の規定や取り組み状況について検証しており、条例の主旨のとおり適切に遂行していると考えております。
参考資料	
【4月27日送付資料】 （資料4）提言書（H29.3） （資料8）江別市自治基本条例 条文と解説	